

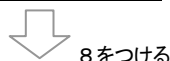
<記入にあたっての注意事項>

- 1 相手方（債権者）登録とは、姫路市から支払を受けようとする際に、受領方法等をあらかじめ登録するものです。
- 2 「相手方（債権者）番号」欄は、変更又は廃止の申出の場合のみ、姫路市が指定する番号を記入してください。
- 3 該当する口欄に、チェックをしてください。
- 4 変更の申出の場合、変更のない箇所も含め全ての項目を記入してください。
- 5 廃止の申出の場合も全ての項目を記入してください。
- 6 ゆうちょ銀行の口座を記入される場合は、下記の読み替え方法に従って支店名・口座番号を記入してください。

〈通常（貯蓄）貯金の場合〉

- 支店名は、「記号」の2～3桁目に8を付けた数字（店番号）を漢数字にしたもの
 ※ 振替貯金の場合は、9を付けた数字
- 口座番号は、「番号」（8桁に満たない場合は、前を0（ゼロ）埋めした8桁の数字）の下1桁を削除した数字 ⇒1～7桁目の数字
 ※ 振替貯金の場合は、「番号（6桁）」の前に0をつけた数字

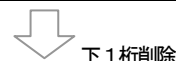
記号（5桁）				
1	2	3	4	0



店番号（3桁）		
2	3	8
二三八店		

※漢数字にする

番号（8桁）							
1	2	3	4	5	6	7	8



口座番号（7桁）						
1	2	3	4	5	6	7

備考

担当部署確認欄